

ロゴマーク使用ガイドライン

第2章：利用方法

■原則として、なるべく白地、または薄い地色に指定色で使用してください。

- ・白地に指定色で使用。



- ・薄い地色（または写真やイラストの明るくて複雑でない部分）に指定色で使用。



- ・背景に写真画像を使用する際、指定色で読みにくい場合は、白帯や白窓を使用してください。



■ バランスの変更、指定色とは異なる色の使用、変形等を禁止します。

・ 正しい使用例（基本構成）



・ 正しい使用例（横タイプ）



・ 正しい使用例（縦タイプ）



- ・シンボルマーク（イラスト）のみ単独の使用は禁止します。



- ・メッセージロゴのみ単独の使用は禁止します。



- ・変形をかけてバランスを変える事は禁止します。



- ・配置のバランスを崩す事は禁止します。



- ・ロゴマークに他の文字を入れる事は禁止します。



- ・ロゴマークに他の図形を入れる事は禁止します。



- ・ロゴマークの色を変えて使用する事は禁止します。



- ・色をグラデーション等に変えて使用する事は禁止します。



- ・メッセージロゴを大きくするなど、バランスを変える事は禁止します。



- ・一部分を削除して使用する事は禁止します。



- ・白抜きでの使用は禁止します。



- ・白フチを付けての使用は禁止します。



- ・影を付けての使用は禁止します。



- ・ロゴマークと類似色を背景にしたの使用は禁止します。



なお、制作上疑問がある時は、
東大和市企画課まで確認の上使用してください。

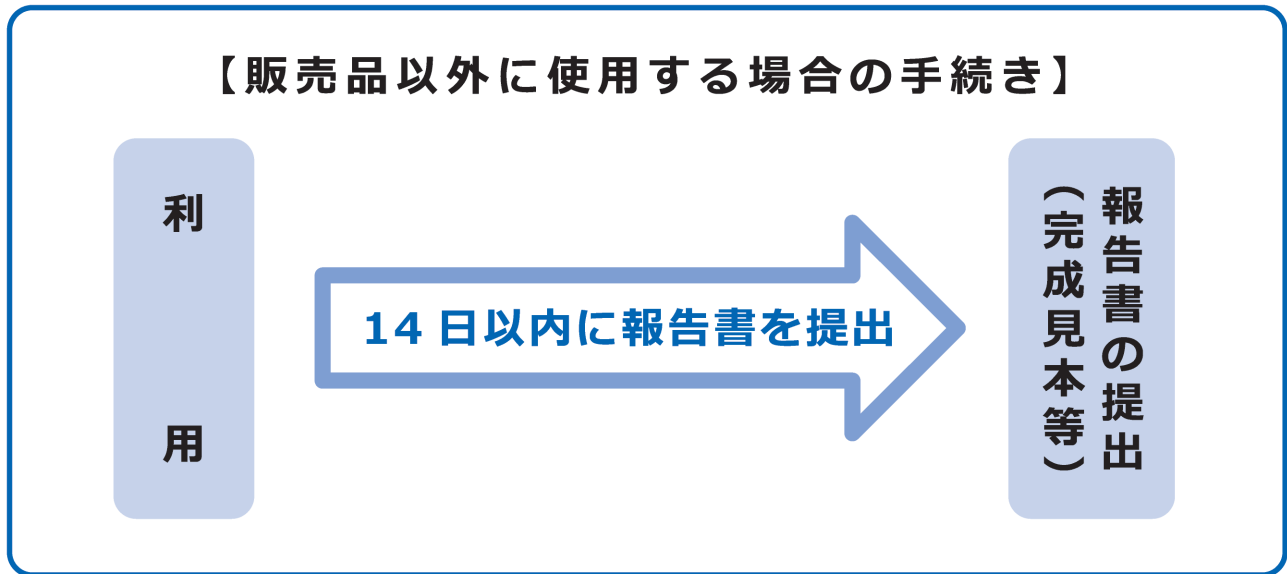
例えば、以下のようなご利用を想定しています。

下記以外にも、ご利用される方々の多彩なアイデアで、様々な場面でご利用されることを期待しています。

利用者例	利用例
市民	同窓会などの案内状、電子メール、SNS
自治会	回覧板、お祭のポスター、各種事業の案内状
商店・店舗	ホームページ、チラシ、包装紙、看板、ポスター、メニュー
商店街	のぼり、イベント告知ポスター、特売チラシ
農業従事者	野菜直売所の包装紙、無人売店のポスター、SNS
学校	文化祭のポスター、ホームページ、 学校紹介冊子・広告物
企業	名刺、社用車、ポスター、ホームページ、粗品
NPO	イベント案内ポスターやチラシ、スタッフバッジ
商品（販売目的）	ロゴマークをデザインしたポロシャツ、文房具、 食品等

① 販売品以外に使用する場合

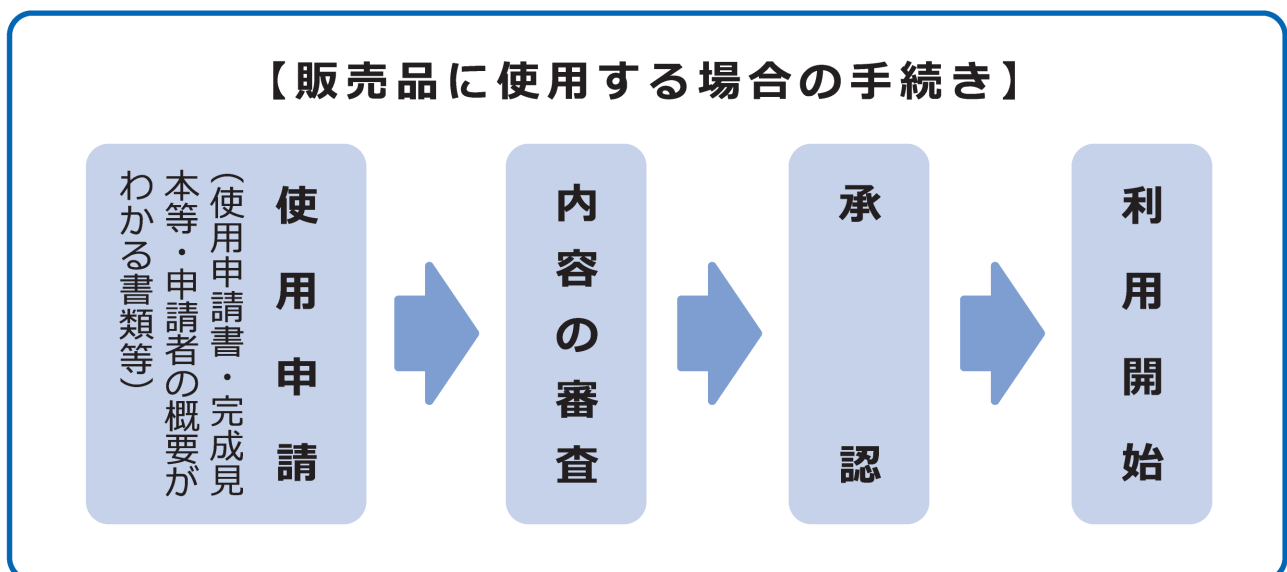
ロゴマークを手続きなしにどなたでも、自由にご利用できます。
 ただし、ご利用後、14日以内に所定の報告書に必要事項をご記入のうえ、
 東大和市企画課にご報告をお願いします。



※個人の範囲内でご利用する場合などは、報告は不要です。

② 販売品に使用する場合

ロゴマークをご利用いただく場合は、申請が必要です。
 所定の申請書に必要事項をご記入いただき、事前に東大和市企画課に申請を
 行ってください。



※報告用紙、申請用紙は東大和市ホームページでダウンロードできます。

ロゴマーク利用についての条件は下記のとおりです。

<p>遵守事項</p>	<p>①東大和市が提供する画像データをご利用ください。 ※画像データは、市のホームページからダウンロード できます。 ※インターネットが利用できない方は、東大和市企画 課にご相談ください。</p> <p>②東大和市ブランド・メッセージロゴマーク使用ガイド ラインに定められた使用方法に従ってください。</p> <p>③販売品は、申請した使用内容を逸脱しないでください。 ※使用承認後、使用内容を変更をする場合は、改めて 手続き（使用内容変更申請）が必要です。</p> <p>④使用により生じる権利及び義務の第三者への譲渡又は 転貸はできません。</p> <p>⑤商標、意匠等の登録出願はできません。</p>
<p>使用料金</p>	<p>無料</p>
<p>使用期限</p>	<p>原則として使用期限はありません。</p>

以下に該当する場合（あるいは、該当する可能性がある場合）は、
ロゴマークをご利用いただけません。
また、既にご利用している場合は、利用を中止いたします。

- 東大和への愛着の醸成、認知度の向上等のシティプロモーションの取組を阻害するとき。
- 東大和市の施策に支障を及ぼすとき。
- 東大和市ロゴマークの使用に関する要綱、東大和市ブランド・メッセージロゴマーク使用ガイドラインに反するとき。
- 法令又は公序良俗に反するとき。
- 政治、思想、宗教の活動に使用するとき。
- 不当な利益を得るために使用するとき。
- 商標、意匠等として独占的に使用するとき。
- 暴力団又はその利益となる活動を行っているものの利益になるとき。
- その他市長が不適當と認めるとき。

- ロゴマークに関する権利は、東大和市に帰属します。
- 承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないでください。
- ロゴマークは利用者が実施する事業の推奨や商品の品質保証あるいは、特定の個人や団体の支援、公認などを行うものではありません。
- ロゴマークの利用によって生じる問題・トラブル・損失の補償などについて、東大和市は一切関与しません。

本ガイドラインに不明な点がある場合は、下記までお気軽にお問い合わせください。

東大和市 企画財政部 企画課（市役所4階）

〒207-8585 東京都東大和市中心3-930

電話番号：042-563-2111（内線1422）

FAX：042-563-5932

